

(写)

3 1 調 第 号  
令和元年 1 2 月 4 日名古屋高速道路公社  
料金問題調査会  
会長 様名古屋高速道路公社  
理事長 新開 輝夫

下記事項について、名古屋高速道路公社料金問題調査会のご意見を承りたく諮問します。

## 記

中京圏の高速道路料金見直しに伴う名古屋高速道路の料金について

(付記)

- 1 新設又は改築した指定都市高速道路について料金を徴収しようとするときや料金を変更しようとするときは、道路整備特別措置法により、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならないことになっています。
- 2 名古屋高速道路の料金は、道路整備特別措置法及び同法施行令により、償還対象道路全体の償還が可能となるように設定することとされています。
- 3 国の審議機関である社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会 中京圏小委員会において、名古屋高速道路を含む中京圏の高速道路料金の見直しについて議論されており、先般、『中京圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針 (案)』が示されております。

上記理由により、名古屋高速道路公社料金問題調査会規程第 2 条第 1 項に基づき、名古屋高速道路の料金について諮問するものです。